

■参考資料 1

【補足説明】

基本構想 P15～16 の施設区分については、下記の考え方に基づき設定しています。

①施設区分の考え方

	【I 再整備必要施設】	【II 再整備条件施設】	【III 整備提案施設】
施設機能	アリーナ、武道場、陸上競技場、テニスコートなど	プール、トレーニングルーム	プール(再掲)、トレーニングルーム(再掲)、カフェ、レストランなど
考え方	民間での代替が難しい、または現在施設が存在しており利用者への配慮が必要など、財政上の負担となつたとしても、市として再整備することが必要な施設	すでに一定数が民間において整備されているため、財政上の負担とならない場合（例えば維持管理に必要な費用だけでも賄えるなど）に、市として再整備する施設	公園全体の魅力向上を図り、新たな市民サービスを生み出すため、市としては再整備しないが、民間事業者による提案として整備する施設

②プール、トレーニングルームを「II 再整備条件施設」とした理由

公立プールについては、近隣自治体においても厳しい収支状況にある。今回、新たに整備するにしても、収支の改善は当然考える必要があり、収益性を高めるためには、スクール事業や会員制など、民間と同じ手法を取らざるを得ず、民業圧迫の可能性も踏まえ、慎重に判断する必要がある。なお、トレーニングルームはプール以上に民間において整備されており、II としている。

	近隣自治体の公立プール平均 (屋内、通年、スクールや会員制あり)	西宮市立北夙川市民プール (屋外、7・8月のみ、スクールや会員制なし)
収支状況 (H27)	約 2,200 万円の赤字	約 1,700 万円の赤字